

## 板橋区年末特別保育事業実施要綱

(平成13年11月22日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、児童を養育している者（以下「保護者」という。）が年末の就労等の理由により、児童を保育することが困難な場合に、区立保育園において一時的に保育することにより保護者の年末における就労等を支援し、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。

### (対象児童)

第2条 年末特別保育（以下「特別保育」という。）の対象児童は、板橋区立保育園又は板橋区内認可私立保育園等に入所していて、年末に保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日中、居宅外で就労するとき。
- (2) 日中、居宅内で家事以外の就労をするとき。
- (3) その他区長が必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、離乳食が終了していない児童又は障がいのある児童は、特別保育の対象となることはできない。

ただし、医師等の判断により特別保育が可能と区長が認めるときは、対象とすることができる。

### (特別保育の内容)

第3条 特別保育の内容は、通常保育に準ずる。

ただし、給食の提供を行うが、アレルギー等の除去食は行わない。

### (特別保育の実施日)

第4条 特別保育の実施日は、12月29日及び30日として、曜日に関係なく実施する。

2 前項の規定にかかわらず、区長は必要があると認めるときは、前項の実施日を変更することができる。

### (特別保育の実施時間)

第5条 特別保育の実施時間は、午前7時15分から午後6時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は必要があると認めるときは、前項の実施時間を変更することができる。

### (特別保育の実施施設)

第6条 特別保育の実施施設は、区立保育園の中から地域性等を考慮し、区長が決定する。

### (利用定員)

第7条 特別保育を利用する児童の定員は、年度毎に区長が定める。

2 区長は、必要があると認めるときは、前項の定員を超えて受け入れることができる。

### (利用料)

第8条 特別保育の利用料は、年齢・食事の提供の有無にかかわらず、児童一人当たり日額3,000円とする。

2 前項の利用料は、区長の指定する方法で、納付しなければならない。

(申込書類等)

第9条 特別保育を利用しようとする保護者（以下「申込者」という。）は、年末特別保育利用申込書（別記第1号様式）に区長が定める書類等を添付し、区長に提出しなければならない。

(利用承諾)

第10条 区長は、前条の申込があったときは、必要な審査を実施して「利用承諾書（別記第2号様式）」又は「利用不承諾書（別記第3号様式）」を申込者に交付するものとする。

(利用決定の取消)

第11条 区長は、保護者又は児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承諾を取り消すことができる。

- (1) 利用を辞退する旨の申し出があったとき。
- (2) 虚偽の申込によって利用の承諾を受けたとき。
- (3) 第2条に規定する特別保育の要件を欠くに至ったとき。
- (4) 健康的理由等により集団保育をすることが困難と認められたとき。

2 前項(1)以外の規定により利用の承諾を取消したときには、「利用承諾取消通知書（別記第4号様式）」により申込者に通知する。

(利用料の還付)

第12条 既に納められた利用料は還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特別の理由があると認めるときは、書面による申し出に基づき、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第13条 この要綱で定めるほか、この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭部長が定める。

付則

この要綱は決定の日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成25年10月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成30年11月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和2年10月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和3年10月15日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

## 年 末 特 別 保 育 利 用 申 込 書

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長  
 年末特別保育を次のとおり申し込みます。

申込者 住所 郵便番号 -  
 板橋区 町 丁目 番 号  
 (ふりがな)  
 保護者 氏名  
 電話 自宅 - 携帯 -  
 会社 -

希望日(希望日に○)	保育が必要な時間(※1)	希望園(※2)
12月29日( )	時 分 ~ 時 分	第1希望 保育園
12月30日( )	時 分 ~ 時 分	第2希望 保育園

ふりがな 児 童 氏 名	生 年 月 日	性 別	現在通園中の保育園・クラス年齢
	年 月 日生	男・女	保育園・歳児
	年 月 日生	男・女	保育園・歳児
	年 月 日生	男・女	保育園・歳児

年末特別保育希望理由(下記の該当するものに○、必要事項を記入してください。)

	氏 名	続 柄	勤務先名称等	勤務先電話
① 就労				
	職場から園までの所要時間 ( 時間 分)			
② その他	保育ができない理由の詳細を記入してください。(※記入された内容によっては利用できない場合があります。)			

緊急時連絡先(緊急の連絡先を2か所以上ご記入ください。)

氏 名	続 柄	連 絡 先 ( 携 帯 等 )

※1 就労により保育が必要な場合、「勤務時間+通勤時間」が限度となります。  
 ※2 申込人数・状況等により、第2希望の園への変更をお願いする場合があります。  
 第1希望と第2希望の両方をご記入いただき、希望園は必ず異なる園をご記入ください。

※3 添付書類は申込みの方法により異なりますのでご注意ください。

## 年末特別保育利用承諾書

様

板橋区長

年末特別保育の利用について、下記のとおり承諾します。

記

児童名		生年月日	年 月 日生
児童名		生年月日	年 月 日生
児童名		生年月日	年 月 日生
保護者名		決定年月日	年 月 日
保育園名	保育園		
承諾日		年12月29日( )	
		年12月30日( )	

☆年末特別保育の利用について、次の点にご注意ください。

- お子さんを預けるとき及びお迎えのときは、この利用承諾書の提示が必要です。
- お子さんのお迎えで、この利用承諾書を提示できない場合には安全が確認できるまでお子さんをお渡しできません。
- 発熱や病気等により利用しなくなった場合でも、利用料はお返しできません。

# 年末特別保育利用不承諾書

様

板橋区長

年末特別保育の利用について、下記理由によりお引き受けできません。

記

児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
保 護 者 名		決 定 年 月 日	年 月 日
保 育 園 名	保育園		
理 由			
備 考			

## 年末特別保育利用取消通知書

様

板橋区長

年末特別保育の利用について、下記理由により取消しましたので通知します。

記

児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
保 護 者 名		決 定 年 月 日	年 月 日
保 育 園 名	保育園		
承 諾 日		年 12 月 29 日( )	
		年 12 月 30 日( )	
取 消 理 由			
備 考			